

引上げ分の地方消費税収にかかる市町村交付金(社会保障財源化分)が  
 充てられるその他社会保障施策に要する経費について

(歳入)

地方消費税交付金(社会保障財源化分) 53,192 千円

(歳出)

社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費 910,828 千円

【社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費】

(単位:千円)

事業名	事業費	財源内訳				
		特定財源			一般財源	
		国県支出金	町債	その他	引上げ分の 地方消費税交付金	その他
社会福祉						
障害者福祉費	214,364	142,669	10,500	0	0	61,195
老人福祉費	52,264	0	0	7,721	0	44,543
児童措置費	65,912	55,668	0	0	0	10,244
母子父子福祉費	5,622	2,086	0	0	0	3,536
小計	338,162	200,423	10,500	7,721	0	119,518
社会保険						
国民健康保険対策費	133,563	39,358	0	0	22,080	72,125
介護保険対策費	169,783	3,030	0	0	0	166,753
後期高齢者医療費	230,470	41,737	0	1,788	31,112	155,833
小計	533,816	84,125	0	1,788	53,192	394,711
保健衛生						
予防費	23,832	0	0	0	0	23,832
母子衛生費	2,772	36	0	81	0	2,655
子ども医療費	11,633	1,716	0	9,829	0	88
健康づくり事業費	613	0	0	4	0	609
小計	38,850	1,752	0	9,914	0	27,184
合計	910,828	286,300	10,500	19,423	53,192	541,413

※ この資料は、地方消費税引上げ分を「消費税法第1条第2項に規定する経費その他社会保障施策(社会福祉、社会保険及び保健衛生に関する施策をいう。)に要する経費に充てるものとする」旨が地方税法に明記されたことに伴う説明資料です。

※ 上記の金額は、平成30年度一般会計決算における事業費および財源。

※ (歳入)地方消費税交付金(社会保障財源化分)は、地方消費税交付金のうち「社会保障財源化分」。

※ 各事業名は平成30年度当初予算書の「目」の名称。事業費は【目】のうち人件費および事務費を除いたもの。

※ 当町における地方消費税交付金(社会保障財源化分)の用途は、国民健康保険特別会計操出金(収支不足分)、後期高齢者医療会計操出金に充当。